

JASTPRO 494

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

2020-05

今月号の内容

- 記事1.【連載】 JASTPRO調査研究：非特惠原産地規則 1
- 記事2. 国連CEFACT フォーラム中止と第26回総会報告 10
- 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ 16

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

【連載】

記事1. JASTPRO調査研究：非特惠原産地規則

今月は、序章で取り上げる2つ目の問である「関税分類や関税評価と異なり、なぜ原産地規則には世界的な標準規定が存在しないのか」について、WTOでの非特惠原産地規則の調和作業開始に至るまでの経緯を説明しつつ、原産地規則が如何にして現在のような複雑な形態になっていったのかについても考察します。

序章

第2節 なぜ原産地規則には世界的な標準規定が存在しないのか

1. 国際機関による原産地規則統一への動き

前節で、19世紀初頭には最恵国（MFN）待遇を相互に認めあうことによって、国定税率よりも低い税率を適用する動きがあったことを述べました。第2次世界大戦後の世界貿易秩序を規律する基準となった「関税と貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT。以下「1947年ガット」という。）も、この最恵国待遇に加えて内国民待遇を基本原則として成立しました。1947年ガットは、第9条において原産地表示に関する規定を置き、原産地表示に係る内国民待遇や虚偽表示に対する対応を定めていますが、原産国決定に関する基準を定めていません。1947年ガットにおいて原産国表示に関する原産性判断規定を策定するならば、終戦直後の絶対的優位にあった米国の政治的、経済的な力に鑑み、1941年のギブソン・トムセン判決における実質的変更をそのまま採用する以外に米国として選択の余地はなかったと推測します。しかしながら、欧州大陸では米国式の「実質的変更」を丸呑みする準備はできていなかったために、「1947年ガットを策定するための準備段階においては、最恵国条項の適用のために物品の原産国を決定することは輸入締約国の国内法の規定によるべきとの議論¹」で収束したと考えます²。

WCOの調査報告³によると、国際商工会議所において前節で述べた第2段階の原産地規則（技術的な原産性判断基準）に係る調和の試みがなされたようです。当該部分を仮訳すると、以下のとおりです。

1953年に、国際商工会議所が「製造品の国籍を決定するための統一定義」の採択をガットに対して勧告する決議を行い、初めての原産地規則調和の試みがなされた。ここで、「実質的変更」の抽象的な概念が原産地決定のための指針となる定義として提案された。この時の議論においては、原産地決定のための統一ルールとして原産地に関する標準的な国際定義の創設を望む国々と、原産地は「逃れる余地なく国家の経済政策

1 GATT Secretariat, *Analytical Index - Guide To GATT Law and Practice*, 6th Edition, 1994, p.255

2 上記 GATT 事務局文書は結果のみを記録として残し、「なぜそうなったか」については沈黙しています。したがって、理由の部分については当時の状況を踏まえた筆者による推測であって、根拠文献があつての意見ではありません。

3 WCO study paper, *Comparative Study on Preferential Rules of Origin*, version 2017, p.17. [www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/topics/origin/instruments-and-tools/reference-material/170130-b_comparative-study-on-pref_roo_master-file_final-20_06_2017.pdf?db=web]（最終検索日：2020年5月11日）

に縛られる」もので、国によって異なるとの主張をする国々と二分された。

「実質的変更」が原産性を付与するという点について合意できたとしても、何が実質的変更を構成するかという根本的な考え方について、米国方式の概念定義に関する判例の集積という手法に対して、欧州諸国が別のアプローチをしていたことは容易に想像がつきます。1947年に創設された「欧州関税同盟スタディ・グループ (European Customs Union Study Group)」の関税委員会 (Customs Committee) が1952年に設立された関税協力理事会 (Customs Co-operation Council: CCC。CCC 設立条約上の正式名称で、現在は「世界税関機構 (World Customs Organization: WCO)」の名称を使用しています。) の起源となっており、CCC の創設メンバーがすべて欧州諸国であったことから、欧州諸国による「実質的変更」の技術的な基準は関税同盟を実務的に機能させるものでなければならなかったはずで、後にもう少し詳しく触れますが、EEC として初めて制定した非特惠原産地規則 (1968年6月27日付、理事会規則 (EEC) 802/68) 第5条においては、「最後の実質的な加工又は作業であって経済的に正当化される行為が、その目的のために装備した事業において行われ、新たな製品の製造に至るか又は製造の重要な段階を示した国」を原産国としていますが、その実施上の細則では、欧州関税率表の項の変更、特定の加工工程、及び付加価値が使用されています⁴。

一方、国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development (以下「UNCTAD」という。)) では、開発途上国に対して先進国が特惠関税を供与すべきとの考え方が台頭してきます。この動きは、1964年の UNCTAD 第1回総会におけるラウル・プレビッシュ (Raul Prebisch) 初代事務局長の呼びかけに始まります。一般特惠制度 (Generalized System of Preferences (以下「GSP」という。)) の創設が合意されたのは、1968年のニューデリーにおける第2回 UNCTAD 総会においてでした。特惠原産地規則を学ぶ者にとっては古典的な文書となった UNCTAD II 決議 (Resolution) 21 (ii) は次のように謳っています⁵。

・・・後発開発途上国のための特別措置を含む、開発途上国のための、一般的な (generalized)、一方的な (non-reciprocal)、無差別 (non-discriminatory) の特惠システムの目的は、

- a. 開発途上国の輸出による収入を増加させ、
- b. 開発途上国の工業化を促進し、及び
- c. 開発途上国の経済成長率を加速させることである。

特惠関税制度を実施するには、当然のことながら原産地規則が必要となります。特に、UNCTAD 決議にもあったとおり、先進国が開発途上国に対して「一方的に」供与するものであるため、どのような原産地規則を策定するかについては先進国の自由裁量となります。したがって、自国の国益・既存の規則体系の維持を犠牲にしてまで GSP 特惠原産地規則を統一する必要もなく、またその責任・義務も負っていなかった訳です。唯一の例外が、1971年の GSP 実施⁶までに各特惠受益国が発給すべき一般

4 Nicholas A. Zaimis, EC Rules of Origin, London: Chancery Law Publishing, 1992, pp.27, 257-260.

5 UNCTAD website [https://unctad.org/en/Pages/DITC/GSP/About-GSP.aspx] (最終検索日: 2020年5月15日)

6 最初に実施したのは、EECで1971年7月1日。我が国が2番目で同年8月1日。3番目がノルウェーで同年10月1日。米国は遅れて、1976年1月1日に実施しています。

特惠原産地証明書（GSP Form A）の様式・記載要件が合意されたことです⁷。しかしながら、GSP 原産地規則が途上国にとって容易に満たすことができず、結果的に途上国の特惠輸出が伸びないようでは、途上国側の不満が募るばかりです。そこで、UNCTAD は先進国と途上国との議論の場（交渉の場ではありません）を提供し、途上国は一致団結して供与国全体のルール統一、国別にも厳格な規則の緩和を訴えるようになります。

関税協力理事会は、1974年の旧京都規約⁸の附属書 D において、初めての国際レベルでの規律を確立しました。附属書 D は3つに分かれ、附属書 D 1 は原産地規則、同 D 2 は原産地証明書類、同 D 3 は証明書類の管理を規定しています。附属書 D 1 は、実質的変更に関する勧告規定及び定義として、次のとおり定めています。

「物品の生産に2ヵ国以上が関与する場合、当該物品の原産地は実質的変更基準に従って決定されるべき」（勧告規定）であり、

「実質的変更基準は、商品に重要な特性（essential character）を付与するのに十分と認められる、最後の実質的な製造又は加工が行われた（the last substantial manufacturing or processing has been carried out）国を原産国とする」（定義）

旧京都規約の規定にはスタンダード規定と勧告規定（Recommended Practice）がありますが、規定毎に留保することも可能であったため、強制力においては非常に弱い協定でした。附属書 D 1 で原産地規則を取り扱ったとはいえ締約国で統一的に適用されるべき規則を提示した訳でもなく、原産地規則の基本原則及び実質的変更に係る各基準（関税分類変更、付加価値及び加工工程）の長所・短所を分析したにすぎませんでした。ここで承知しておくべき事実は、我が国の CCC 加盟が1964年6月、米国は1970年11月になってからということです。すなわち、欧州色の強い CCC における国際標準の策定ですので、附属書 D 1 の「実質的変更」の定義においても、テキストの基本的な構成について1968年の EEC 非特惠規則の影響を強く受けていることが伺われ、米国の影響を感じさせるのは「重要な特性」の文言が挿入されている点に留まります。

本格的な原産地規則の調和は、ウルグアイ・ラウンド交渉（86年～94年）において我が国が提案し（1989年）、米国が賛成したことから本格化します⁹。詳細は次回の第3回に譲りますが、欧州諸国による反対があったとはいえ、1995年の WTO 設立協定発効と同時にその附属書 1A の「原産地規則に関する協定」が成立し、原産地規則の調和が具体的な作業のアジェンダに載ったこととなります。

7 例外的に、NZ は Form 59A という独自様式を採用し、豪州は、インボイスに特惠原産性基準を満たしている旨の記載のみを要求しました。ただし、NZ、豪州とも Form A が提出された場合には拒絶しない取扱いを行いました。

8 京都規約の名称の由来は、旧京都規約が1973年5月に京都で署名されたことによります（翌1974年9月に発効）。旧規約の附属書 D 1 から D 3 は、本体から遅れて1977年12月に発効しました。

9 John Croome, *Reshaping the World Trading System – A history of the Uruguay Round*, Geneva: WTO, p. 193.

2. 本格的な原産地規則の登場

EC のヤウンデ協定 (Yaoundé Agreement) は、1963年に EEC と Associated African States and Madagascar (AASM。欧州諸国の旧植民地でギニアを除く18ヵ国とマダガスカル) との間で締結された特惠制度で、実施時期においては GSP に先駆けています。したがって、(筆者の現時点での調査が及ぶ範囲での結論ですが) ヤウンデ協定の原産地規則が品目別規則までをそろえた本格的なフルセット原産地規則の起源といえそうです。前節で触れた米国の「実質的変更」は概念規定のみであるので、米国における技術的な原産性判断基準は、付加価値基準のみを採用した1976年 GSP 及び1985年の米イスラエル FTA、品目別規則を揃えたフルセット原産地規則としての設置は1988年米加 FTA の実施まで待たねばなりません。欧州のヤウンデ協定は、ロメ協定(1975年署名)を経て、最終的にはコトヌー協定 (Cotonou Agreement: EC とアフリカ、カリブ海諸国及び太平洋諸国(以下「ACP 諸国」という。)) 77ヵ国との間で2000年に署名)として引き継がれましたが、原産地規則の観点からは原型がヤウンデ協定にあります。コトヌー協定は、WTO 整合性の観点から一方的な特惠供与を相互的な特惠制度とすべく経済連携協定 (Economic Partnership Agreement) に移行する過程にあります。この移行過程において、経済連携協定締結に必要な要件を満たせない国々に対しては、GSP が適用されています¹⁰。

フルセット原産地規則は、ヤウンデ協定に始まるであろうことは上述のとおりです。1968年に GSP の創設が第2回 UNCTAD 総会で合意された後に、GSP を供与する予定の国々はヤウンデ協定原産地規則及び EEC が導入予定であった GSP 原産地規則案をモデル又は比較対象として検討したと考えられます。我が国の当初の GSP 原産地規則が EEC の規則と極めて似ていた理由はそこにあると考えられます。創設当初の GSP 原産地規則は、関税分類変更を基本とする欧州型と、付加価値基準のみのアングロサクソン・社会主義国型に2分されました。

欧州型としては、EEC、EFTA 諸国、我が国が、当時のブリュッセル品目表 (Brussels Tariff Nomenclature: BTN。1974年に Customs Co-operation Council Nomenclature: CCCN と名称変更) の項変更 (CTH) を原則としています。原則規定である項変更ルールを満たすことで実質的変更が生じたとはいえない品目に対しては、別表に2つのリストを設定して対応しました。別表の「リスト A」では、項変更ルールの充足では不十分な場合を対象として、原産性付与のために付加価値基準を設定したり、特定材料の使用を禁止(さらに粗原料に遡った生産行為を要求)したりしています。また、別表の「リスト B」においては、項内での変更を実質的変更とする、例えば「号変更」を容認する等、「項変更ルール」をより緩和した規則で構成されていました。

一方、アングロサクソン・社会主義国型は、付加価値基準のみを採用しています。ここで、**付加価値基準誕生の経緯**についても(入手可能な資料で追える範囲で)触れてみたいと思います。実質的変更を概念として判示した米国の「アンハイザー・ブッシュ判決」が出された1907年、豪州においては税関における取扱いとして「最終加工国での労賃及び材料75%」要件が実施され、1925年関税法(1

10 欧州委員会ウェブサイト [https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/arrangements-list/countries-africa-caribbean-pacific-acp_en] (最終検索日: 2020年5月11日)

901年関税法を改正)によって法的に追認されています¹¹。これは、英国特惠の原産地規則¹²が原産国イコール輸出国であったため、欧州大陸で生産された材料が英国で組み立てられ、梱包された後に豪州に輸出され、英国特惠税率の適用を受けるという事態が頻出したため、年間800万ポンド相当額の関税収入の逸失として政治問題となったことを受けての措置のようです¹³。以後、豪州の二国間特惠貿易(豪州カナダ貿易協定(CANATA)、豪NZ貿易協定(ANZCERTA)等)に係る原産地規則は付加価値基準のみを採用しており¹⁴、GSP原産地規則にも引き継がれたものと考えます。

GSP原産地規則で採用された付加価値基準は、それぞれが異なるものでした。その内容を簡単に紹介しますと、米国では *appraised value* (事実上、*ex-factory price*) の35% (国内付加価値)¹⁵、カナダは *ex-factory price* の60% (非原産材料の40%最大許容)、豪州・NZは *ex-factory cost* の50% (国内付加価値)、社会主義諸国(当時のソ連、ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキア、ブルガリア)は FOB の50% (国内付加価値) で出発しました。計算式の分母にあたる *ex-factory cost*、*ex-factory price* (*ex works* と同じ) 及び FOB はそれぞれ含むべき要素が異なり、一概に閾値だけで要件の厳格さを比較することはできません。

欧州型とアングロサクソン・社会主義国型があり、しかも、それぞれがこれだけバラバラであれば、途上国が規則の調和を訴えたのもよく理解できます。ただし、この頃の途上国は FTA に参加していませんので、GSP原産地規則を理解できていれば十分であった訳です。逆の見方をすると、途上国の発給当局者は輸出先である複数の先進国の GSP 規則を理解していなければなりません。先進国では海外展開している企業を除いて自国の制度だけを知っていればよかったので、当時の状況として、途上国の原産地規則専門家は先進国の専門家を凌駕する幅広い知識を持っていたことを筆者の実体験として実感しました。

3. 原産地規則が複雑化していった理由

GSP の実施という統一特惠原産地規則の策定のための絶好のチャンスを逃したことには政治的、技術的な理由があります。そもそも一方的に与える性格のものであれば、供与国にとって最も負担の少ない方法を採用するのは当然の帰結です。技術的な分野の規則は、一旦世界基準ができてしまうとその後の自国法令の策定を方向付けてしまうので、簡単に合意に向けた動きに同調することはできません。また、技術的にも統一的实施を困難にしていた理由がありました。その大きな理由の一つとして、

11 Keith Steel and Daniel Moulis, "Country of Origin: The Australian Experience", Chapter 4, in Edwin Vermulst, Paul Waer, and Jacques Bourgeois (eds.), *Rules of Origin in International Trade – A Comparative Study*, USA, University of Michigan Press, 1994, pp.195-212.

12 1932年の英連邦特惠制度に先立って、豪州が英国から事実上独立した1901年以降に、英国との二国間取決めとして英国特惠(British Preference)が存在しました。1908年関税定率法(Customs Tariff Act 1908)では、英国から輸入されて英国特惠税率が適用される産品は、「連合王国(英国)で豪州に向けて船積みされた産物又は製品で積み替えが行われていないもの、積み替えが行われた場合には、貨物が連合王国で船積みされてから何らの生産工程を経ないもの」とする旨を規定しています。

13 Keith Steel and Daniel Moulis, *op.cit.*

14 *Ibid.*

15 米国のGSPでは、米国の「実質的変更」基準を満たす材料については、国内付加価値に含めることができるとしていましたが(*Digest of Rules of Origin*, UNCTAD GSP Handbook, Geneva: UNCTAD, 1982, p. 9.)。

当時の品目分類表が統一されておらず、CCCNを採用する欧州・我が国と、米国、カナダ、ソ連等がそれぞれ独自の分類表を採用していたことが挙げられます。したがって、「項の変更」ルールといっても、欧州・我が国、米国、カナダ、ソ連とそれぞれが異なる内容となるため、実質的変更を何で判断するかという根本のところに関税分類変更が選択肢から落ちてしまったこととなります。後に HS が発効し（1988年）、HS 条約の締約国及び事実上 HS を使用する国が増えるにつれて、HS をベースとした世界基準の創設が具体化することになり、WTO での関税分類変更を基本とした非特惠原産地規則の調和へと動きます。

また、関税分類変更をベースとした欧州・我が国の GSP 規則であっても、関税徴収・統計収集を目的とした品目表は必ずしも原産地決定のための品目表として完全に適合していた訳ではありませんでした。GSP で「項の変更」を基本的なルールとしたことは、品目表の過半を占める品目に適合していたことを意味しますが、品目表の構造上、どうしても原産地決定の目的の観点からは矛盾となるような点が生まれてしまいます。政策的観点から述べれば、例えば、ある機械の非常に重要なコンポーネントを輸入して、その他の国産部品を取り付けただけのものを原産品と認めてしまえば「途上国のためにならず」、当該重要なコンポーネントの製造を行う外資を呼び込むことを助長するような規則こそが望ましいとの議論がありました。そのためには、特惠原産地規則は非特惠規則に比較してより厳格なものであるべきとの「常識」があったため、「項の変更」では簡単に満たせてしまうことから追加要件を設定する必要がありました。

一方、技術的な観点から述べれば、機械の製品とその専用部品では、通常、製品が属する項の最後の号に部分品として分類される場合と、いくつかの製品の部分品をまとめて独立した項として分類される場合に分かれますので、「部分品から製品への組立て」を行った行為であっても「項の変更」で原産資格を与える場合とそうでない場合が生じます。逆に、部分品でも貿易額が大きくなると、統計計上の観点からも当該部分品が製品扱いされ（例えば、エンジン、電気モーター）、さらにその部分品のための分類番号が付与されていきます¹⁶。このような場合には、関税分類変更によって原産性を付与できる可能性が大きくなるので、生産者・輸出者の立場からは歓迎すべき改訂となります。

このように、品目分類表の原産地規則の観点からの技術的欠点を補うためにも補足規定が必要となり、必然的に規則が複雑にならざるを得なくなるのです。前節で簡単に触れたとおり、欧州型の GSP 原産地規則では、一般規則としての「項変更ルール」を補足するために、別表のリスト A とリスト B が存在しました。今日の FTA・EPA 原産地規則では、GSP 型の例外としての別表を設定するのは欧州・アセアン型として存在しますが、我が国では米加 FTA を引き継いだ NAFTA 原産地規則をモデルとした品目別規則を全品目に設定する方式が採用されています。この方式は、HS 第 1 類から第 9 7 類までの関税率表に個別規則を個々に設定するので、明確性において利がありますが、膨大なページ数を必要とすることに難があります。

さらに、原産地規則を専担している者からすると、5年に1度の HS 品目表の改訂は、その複雑性に追い打ちをかけます。FTA・EPA は国家間の協定によって成立しているので、その一部を構成する原産

16 CCCN 品目表が手元に残っていないので、HS の例を引いています。

地規則の改正には当事国の了解を必要とします。ところが、品目別規則のベースとなる HS が改訂されても、品目別規則は自動的に更新される訳ではありません。逆に、あまり忠実に旧 HS での規則を新 HS での規則に反映させようとする、品目表にスプリット（新品目表の細分化）が増え、しかも単純な項変更、号変更では済まない複雑な例外品目の列挙が必要となります¹⁷。我が国の EPA 品目別規則が最新の HS にアップデートされていないために、わずかな品目とはいえ相当な手間をかけておられる事業者の「恨み節」を何度も聞いたことがあります。しかも、内容をよく理解してコンプライアンスに忠実に対応した事業者が、途上国の税関職員から不整合を責められたりします。このような不条理をなくす方法は、原産地規則だけを考えるのであれば、HS を改正しないことが一番です。しかしながら、それでは時代の流れに応じた統計を取ることができず、政策当局も貿易実態を数値で把握することができなくなります。したがって、HS の改訂は HS の事情（関税徴収・統計）を勘案して行われ、原産地規則の都合は二次的なものとなってしまいます。HS を基準として頼らざるを得ないにもかかわらず、その改訂に際して『大家』に対して影響力を行使できないと『間借り人』としての悲哀を感じるどころです。

それでは、原産地目的に適するような品目表を作成して項変更が常に原産性付与となるような規則を策定してはどうでしょうか。その場合には、加工工程基準の側面が強くなるものの、日進月歩の技術革新に追いついていくために最低限、毎年の見直しが必要となります。自国の業界のみを相手にすればよいのであればこの方法も可能かもしれませんが、相手国があって、交渉しなければならないとなると、人員不足で悩んでいる担当省庁にとっての負担は限界を超えてしまいます。したがって、当局者からのこの問への回答は、明確な「No」となるでしょう。一方、民間事業者の立場ではどうでしょうか。このような原産地品目表ができてしまうと、貿易従事者は、まず HS で輸出入通関のための品目分類を行い、その後、「原産地分類変更基準」の適用のために最終製品と使用された非原産材料の HS コード番号を「原産地品目表」の番号に置き換えて、項変更の有無を判断しなければならなくなります。つまり、原産地規則をスッキリと簡素化する代わりに、貿易・通関手続そのものを複雑化させ、事業者にとっては二重手間となり、貿易円滑化の方向に逆行することになってしまいます。

もう一つ、簡素な規則を採用した事例に倣う方法があります。それは、GSP でアングロサクソン諸国が現在に至るまで使用している付加価値基準のみの原産地規則を実施することです。この方法ですと、品目別規則を別添する必要もなく、原産地規則は概ね 10 ページ前後で完結です。その代わりに、TPP11 の自動車ルール（ネットコスト方式）のように、計算方式が複雑化していくことがあります。付加価値基準の有効性、実務への親和性については、1990 年代に実務を知らないエコノミスト達が盛んに議論していたところですが、EPA 原産地規則で付加価値基準を経験した事業者にとって、価格ベースの原産性の立証がどれほど負担であるかについて実体験で得た知見があると思います。それは、GSP で付加価値基準のみを原産地規則として維持する米国、カナダ、豪州、NZ のアングロサクソ

17 HS 改正に伴う品目別規則の改正について、さらに詳細に検討し解決策を提案したものと、Hiroshi Imagawa,

“Embedding the HS in the business world to enhance work on rules of origin”, WCO News No. 88, pp. 72-75 (Brussels: World Customs Organization, February 2019)、及び JASTPRO ウェブサイト、「八丁堀梁山泊」第 24 話「原産地規則の将来を HS に見る」

[http://www.jastpro.org/essay/hachobori/hac_24.html] を参照して下さい。

ン諸国が、直近の FTA では関税分類変更基準をメインとする規則を愛好していることを見ても明らかです。したがって、付加価値基準のみという選択肢もあり得ない話となります。

原産地規則関連年表

西暦	事案
1907年	米国最高裁「アンハイザー・ブッシュ判決」ドローバック「実質的変更定義」(第2段階) 豪州税関による付加価値基準適用「最終加工国で労賃及び材料75%」要件(第2段階)
1923年11月	国際連盟「税関手続の簡易化に関する国際条約」署名 MFN 税率と国定税率との差別化(第1段階)
1925年	豪州1925年関税法「最終加工国で労賃及び材料75%」要件追認(第2段階)
1930年	米国1930年関税法第304条でマーキング規定制定
1932年	英連邦特惠制度の創設 特惠税率適用のための差別化(第1段階)
1940年	米国関税特許上訴裁判所「ギブソン・トムセン判決」原産国表示(第2段階)
1947年10月	関税と貿易に関する一般条約(ガット)署名開放(1948年1月発効)
1953年	国際商工会議所による「製造品の国籍決定統一定義」策定勧告
1955年 9月	我が国 ガット加盟
1960年代	
1963年 7月	ヤウンデ協定(対 ACP 諸国)署名 (フルセット原産地規則)
1964年 3月	第1回 UNCTAD 総会 プレビッシュ報告(GSP)
1964年 6月	我が国 CCC 加盟
1968年 3月	第2回 UNCTAD 総会 GSP の実施決定
1968年 6月	EEC 非特惠原産地規則 (概念定義+細則で実質的変更3基準使用)
1970年代	
1970年11月	米国 CCC 加盟 (品目分類表は独自のものを維持)
1971年 7月	EEC が GSP 開始 (フルセット原産地規則)
1971年 8月	我が国が GSP 開始 (フルセット原産地規則)
1974年 9月	旧京都規約発効 - 附属書 D (原産地規則) は翌年発効
1975年 2月	ロメ協定(対 ACP 諸国)署名 (フルセット原産地規則)
1972年 1月	NZ、ハンガリー、ソ連が GSP 開始 (付加価値基準のみ)
1976年 1月	米国が GSP 開始 (付加価値基準のみ)
1980年代	
1985年 8月	米イスラエル ETA 発効 (付加価値基準のみ)
1988年 1月	HS 条約発効
1989年 1月	米加 FTA 発効 (フルセット原産地規則)
1990年代	
1994年 1月	NAFTA 発効 (フルセット原産地規則)
1995年 1月	WTO 原産地規則協定発効

以上

記事2. 国連CEFACT フォーラム中止と第26回総会報告



国連欧州本部の正面入口

2020年5月4日(月)、5日(火)の両日、第26回国連CEFACT総会が開催されました。

【フォーラムの中止】

総会に先立ち2020年4月27日(月)から5月1日(金)に開催が予定されていた第35回国連CEFACTフォーラムは、新型コロナウイルスの世界的な流行を受け、中止となりました。

フォーラムには日本からも多くの参加が予定されていました。様々な国際機関が存在するジュネーブでは、一年を通じて会議の開催が数多くあるため、例年フォーラム参加者は航空券や宿泊施設は前年末頃に予約を行います。新型コロナウイルスが世界的に蔓延を始めたのはその後の2月で、参加予定者は航空券や宿泊施設の予約のキャンセルに苦慮しました。

【第26回国連CEFACT総会】

2020年5月4日(月)、5日(火)の両日、第26回国連CEFACT総会が開催されましたが、新型コロナウイルスの影響で「Informal virtual consultation with members of the UN/CEFACT Plenary 4-5 May 2020」と称し電子会議で実施されました。

なお、電話会議参加者はInformalという名前での参加で、発言は出来ませんでしたが、予め提示されていた議事の確認が行われました。

総会の概要は以下の通りです。

1. **開催期間** 令和2年5月4日(月)～5日(火)
いずれもジュネーブ時間で13時から16時
2. **事務局** 国連欧州本部(スイス・ジュネーブ)

3. 出席

日本から(一財)日本貿易関係手続簡易化協会 業務一部長 祁答院 包則が参加した。

4. 議事内容

議題1. 議事次第(案)の採択

議案書件名：議事次第(案) 決議事項

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/1

議長は予め示されていた議事次第草案を提示し、承認された。

議題2. 選任

総会に先立ち、議長は選挙を行わず立候補者8名全員の選出を求め、「国連CEFACTビューロ選任手続き(ECE/TRADE/C/CEFACT/2017/15)」により選出された。(総会開催に先立ち、国連CEFACT日本委員会(運営委員会・標準促進委員会)において、前回の副議長選出の際と同様、立候補者8名全員が無投票での選出となる場合は、選出に同意することとしていた。)

(立候補者8名)

	候補者	出身国	備考
1	Iwan Watt	Australia	前 Vice Chair
2	Marek Laskowski	Canada	
3	Hanana Becha	France	
4	Tahseen Khan	India	前 Vice Chair
5	Liliana Fratini Passi	Italy	
6	Benno Slot	Netherland	
7	Estelle Igwe	Nigeria	前 Vice Chair
8	Aleksei Bondarenko	Russian	

議題3. 第25回総会以降の事案に関する報告

議案書件名：第25回総会以降の事案に関する報告 報告事項

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/3

事務局はビューロと共同して、第25回総会以降に欧州経済委員会の執行委員会ならびにその他の国連の組織及び協議会より提起された事案に関する報告を行った。

議題4. 活動に関するビューロによる総括報告

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/INF.3

議長及び他のビューロメンバーにより、前回総会以降の活動についての総括が行われ、更に議事次第の議題が取り上げられ代表団による報告のレビューが行われた。

議題5. 地域レポート活動報告

議題にはあったが、今回はレポートの参加者がいないため、省略された。

議題6. その他の欧州経済委員会傘下組織ならびに、国連CEFACTに関する他の標準化組織の活動

代表団は国連CEFACTに関連した事項について、その他のUNECE傘下組織による、潜在的な関心に基づく活動について概略の説明される予定だったが、今回は省略された。事務局は今後必要に応じ電話やメールでの討議をおこなう。

議題7. 国連CEFACTの勧告及び標準**a) 決議を要する勧告**

下記の勧告が決議された。

議案書件名：勧告33 シングルウィンドウの確立に関する推奨事項とガイドライン
文書番号：ECE/TRADE/CEFACT/2020/7

議案書件名：勧告16 国連LOCODEに関する追加運用事項
文書番号：ECE/TRADE/CEFACT/2020/8

議案書件名：勧告5 インターコムズの略語
文書番号：ECE/TRADE/CEFACT/2020/10

b) 勧告(留意事項)

下記の成果物が総会でWhite Paper Projectとして各国代表団に報告された。

- ・UN/EDIFACTディレクトリ(バージョンD.19AおよびD.19B)
- ・UN/LOCODEディレクトリ(バージョン2019-1および2019-2)
- ・UN/CEFACTコアコンポーネントライブラリ(バージョンD.19AおよびD.19B)
- ・UN/CEFACT XML Schema Library(バージョンD.19AおよびD.19B)
- ・Buy-Ship-Pay参照データモデルのビジネス要件仕様
- ・国境を越えた配達ビジネス要件の仕様
- ・スマートコンテナビジネス要件仕様
- ・注資金調達ビジネス要件仕様
- ・UNECE勧告20の附属書IIおよび附属書IIIは、国際貿易で使用される測定単位のコード
- ・UNECE勧告21のAnnex VおよびVI乗客、貨物の種類、パッケージおよび包装材料のコード、パッケージ名の補足コード

c) その他の成果物(留意事項)

国連CEFACTの下記の成果物が留意事項として総会に提出された。

緊急救援物資輸入プロジェクトに対するUN/CEFACT準備の進捗
文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/9

国際貿易におけるMSMEの統合サービスに関するホワイトペーパー(ISMIT)
文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/11

国際貿易におけるMSMEの統合サービス(ISMIT)のケーススタディ

文書番号: ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/INF.4

系統的に重要な単一ウィンドウの操作の基本原則に関するホワイトペーパー

文書番号: ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/12

貿易におけるブロックチェーンのホワイトペーパーの概要

文書番号: ECE/TRADE/C/CEFACT/2019/9/Rev.1

d) 関連事項

議題として提示のあった下記の内容が示された。

廃棄物の越境移動に関するエグゼクティブガイド

文書番号: ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/13

サプライチェーンデータの品質向上に関するエグゼクティブガイド

文書番号: ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/14

スマートコンテナに関するエグゼクティブガイド

文書番号: ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/15

スマート接続に関するエグゼクティブガイド

文書番号: ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/16

e) 能力開発と技術協力のサポート

下記の内容が報告された。

持続可能なデジタル貿易促進に関するUNECE地域報告書

文書番号: ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/17

2019-2024タジキスタン共和国の輸出強化と多様化のための全国貿易円滑化ロードマップ

文書番号: ECETRADE450

2019年12月4日の第41回電子ビジネス覚書管理グループ会議の会議報告

文書番号: ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/INF.5

第6回UNECEシングルウィンドウ会議の報告

文書番号: ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/INF.6

f) 持続可能な開発目標に関する2030アジェンダへの支援

持続可能な開発に関する国連2030アジェンダの実施を支援するUN/CEFACT作業

文書番号: ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/26

代表団は報告で提起された課題をレビューした。

議題8. 貿易および物流における先端技術に関する諮問グループ

下記の内容が報告された。

貿易と物流の先進技術に関する諮問グループの最初の会議に関する報告

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/19

eビジネスのインターネット取引と貿易円滑化に影響を与える最新の技術動向に関する会議の報告 - 第4次産業革命の予測

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/22

貿易およびロジスティクスの先進技術に関する諮問グループのマネートおよび ToR (TCP/IP における接続経路の匿名化を実現するための規格、及びそのリファレンス実装) の改訂

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/INF.7

議題9. 国連/LOCODEに関する諮問グループ

下記の活動が報告された。

国連/LOCODE-作業プログラム

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/20

第3回年次会合に関する国連/LOCODE 諮問グループの報告

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/21

2019年の国連/LOCODE 諮問グループの活動に関する報告

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/INF.8

議題10. 持続可能な漁獲専門家チームに関する使命、委任事項

専門家会議が2020年から2021年にかけての行動目標を諮った。

持続可能な漁業に関する専門家チームの作業プログラム2020-2021

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/22

持続可能な漁業に関する専門家チームへの活動の概要

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/INF.9

持続可能な漁業に関するUNECE 専門家チームの第3セッションの報告

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/23

議題11. 貿易円滑化及び電子ビジネスに関するこれからの挑戦

予め提示された下記の議題が紹介された。

循環経済へのUN/CEFACTの貢献に関するブリーフィングノート

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/24

UNECE 基準が野生動植物の絶滅危species 種をどのように保護するかについてのブリーフィングノート

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/25

議題 12. その他

特になかった。

議題 13. 第26回総会の議事録草案の承認及び決議事項の採択

議案書件名：第26回総会議事録草案 決議事項

文書番号：ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/2

議事録草案と上記決議議案の一括採択が行われた。

以上

記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

1 13 May 2020:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project "Electronic Application Error and Acknowledgment". UN/CEFACT has developed a number of XML standard messages for cross-industry and sectoral domains. In order to support interoperability even more a generic Application Error and Acknowledgement message is needed. The function of this message is to inform a message issuer that his message has been received by the addressee's application and to report errors/status of the message during its processing. If you would like more information, please contact the project lead: Hisanao Sugamata and/or Gerhard Heemskerck.

(補足) (一社) サプライチェーン情報基盤研究会 (SIPS) の業務執行理事でもある国連CEFACT日本委員会標準促進委員会委員長の菅又久直氏より、以下の説明を頂きました。

EDIFACT では汎用的な APERACK メッセージがあり、XML でも Laboratory Acknowledgement メッセージ及び SPS (Sanitary and Phytosanitary) Acknowledgement メッセージがありますが、通常のサプライチェーン (Buy-Ship-Pay) に使える XML メッセージがありません。

今回のプロジェクトでは、汎用的に使える Acknowledgement メッセージを設定しようとするものです。SIPS では既に暫定版の Acknowledgement メッセージを作っていましたが、今回はそれをベースに欧州のリクワイアメントを加えて標準化しようとするものです。

2 22 April 2020:

The Core Component Library (CCL) D20A and XML Schema D20A have been validated by the Validation Focal Point and published. They are now available on the UN/CEFACT website.

以上

MEMO

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動にご興味を持たれる方や日本輸出入者コードの利用者の方々のご参考として関係諸組織・団体ホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますのでご活用下さい。

- ▶ 当協会に関係する我国の官公庁・公的機関(独立行政法人を含む)
- ▶ 輸出入関係手続きに関係する業界団体等
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(国内)
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(海外)
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に関係する国際機関
- ▶ 日本財団、公益財団法人JKA

JASTPRO 第46巻 第2号 通巻第494号

・禁無断転載

令和2年5月29日発行 JASTPRO刊20-02

発行所 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
キューアス八丁堀第二ビル4階
電話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 菊川正博

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

電子版は、当協会ウェブページのお知らせ欄にてご覧いただけます。

<http://www.jastpro.org/topics/index.html>

掲載通知をご希望の皆様には、メールにてその旨ご案内申し上げますので、ご希望の方は毎月20日までに次の内容を下記のE-mailアドレスにお知らせくださいますようお願いいたします。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【ご連絡窓口】

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務部 業務一部長 祁答院(けどういん) 包則

E-mail address: gyomu_dept@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
Trade
PROcedures